

第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前11時
（受付開始：午前10時）

開催場所

兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号
A I ・ H A L L （アイホール）
（伊丹市立演劇ホール）

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」にて
会場のご確認をお願い申し上げます。）

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時45分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	13
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

西菱電機株式会社

証券コード 4341

証券コード 4341
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号
(本社事務所)
大阪市北区堂島二丁目4番27号
西 菱 電 機 株 式 会 社
代表取締役社長 西 井 希 伊

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西菱電機」または「コード」に当社証券コード「4341」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁及び5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前11時 （受付開始：午前10時）
2. 場 所 兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号
A I ・ H A L L （アイホール）（伊丹市立演劇ホール）
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」にて、会場のご確認をお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 3. インターネットと書面（郵送）の両方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎その他の電子提供措置事項（交付書面非記載事項）について
本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は法令及び当社定款の定めにより、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様へご送付している書面には記載しておりません。
従いまして、株主様へご送付している書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、下記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



◎車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフのご案内いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前11時（受付開始：午前10時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
X X X X 年 X X 月 X X 日

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
〇〇〇〇-X〇〇〇-X〇〇〇-X〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

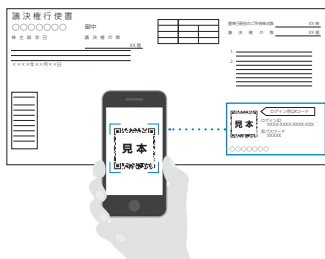
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと考えており、会社の競争力を維持・強化して株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。

剰余金の配当につきましては、「連結株主資本配当率（DOE）1.5%程度」または「連結配当性向40%台」のいずれか高い方を目安に配当を実施したいと考えております。この方針のもと、第59期の期末配当につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

※連結株主資本配当率（DOE）＝（年間配当総額÷連結株主資本）×100

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

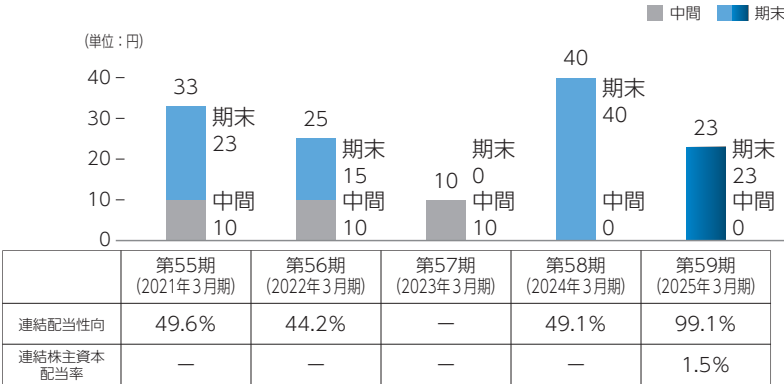
当社普通株式1株につき金23円 配当総額 80,457,864円

なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき23円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

配当、連結配当性向及び連結株主資本配当率（DOE）の推移



(注) 1. 第57期の連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2. 連結株主資本配当率については、指標として導入した第59期より記載しております。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

配当の原資として、また、資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 100,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	た け うち とおる 竹 内 徹 (1964年2月22日生) 再 任	1984年3月 当社 入社 2002年4月 当社 テレコム第二部長 2006年4月 当社 情報通信端末販売事業部長 2010年4月 当社 東京テレコム事業所長 2014年4月 当社 モバイルソリューション事業本部長 2015年4月 当社 監査室長 2017年6月 当社 常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 西菱電機フィールドイング株式会社 監査役 西菱電機エンジニアリング株式会社 監査役 鳥取西菱電機株式会社 監査役	16,000株
【監査役候補者とした理由】 長年にわたる当社グループでの事業経験や内部監査の経験等を通じ、グループの事業に関する広範で深い知識・経験を有していること、現在監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていることから、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	ふじもと たつや 藤 本 達 也 (1963年6月7日生) 新 任 社 外 独 立	1986年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2011年4月 株式会社三井住友銀行 伊丹法人営業部長 2013年4月 神戸土地建物株式会社 企画部長 2014年7月 同社 執行役員企画部長 2017年6月 同社 常務執行役員 2020年6月 同社 常務取締役 2021年6月 同社 専務取締役（現任） 2025年6月 同社 専務取締役 退任予定	一 株
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関出身であり、財務及び会計に関する知見並びに事業会社の常務取締役及び専務取締役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を有しております。これらの知識・経験により、取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			
3	すぎはら あきもと 杉 原 章 元 (1966年7月17日生) 新 任 社 外	1991年9月 三菱電機株式会社 入社 2018年4月 同社 四国支社 事業推進部長 2021年4月 同社 九州支社 事業推進部長 2024年4月 同社 関係会社部 経営企画担当部長（現任） （重要な兼職の状況） 三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長	一 株
【社外監査役候補者とした理由】 三菱電機株式会社関係会社部の経営企画担当部長であり、同社で長年にわたり培ってきた豊富な知識と経験を、当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤本達也及び杉原章元の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案のご承認をいただき藤本達也氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

4. 杉原章元氏は1991年9月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、監査役である竹内徹氏と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合には、同氏との間で当該契約を継続することを予定しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
また、藤本達也及び杉原章元の両氏の選任のご承認をいただきそれぞれ就任した場合は、両氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、27頁に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、26頁に記載のとおりであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、稗田勝氏は社外監査役藤本達也氏の補欠候補者、川上啓一氏は社外監査役杉原章元氏の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ひ え だ まさる 稗 田 勝 (1950年5月7日生) 社 外 独 立	1973年4月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1991年10月 株式会社太陽神戸三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）我孫子支店長 1997年6月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）支店第三部長 1998年11月 同行 大手町支店長 2000年9月 同行 東京中央法人営業第二部長 2001年6月 神戸電鉄株式会社 取締役 2007年4月 同社 常務取締役 2012年6月 同社 常勤監査役 2017年6月 当社 社外監査役 2021年6月 当社 社外監査役 退任 2025年1月 当社 社外監査役（現任）	一 株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関出身であり、財務及び会計に関する知見並びに事業会社の常務取締役及び監査役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を有しております。また、2017年6月から2021年6月までと2025年1月から現在まで、当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいていることから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任予定であり、その在任期間は退任した社外監査役の補欠として2025年1月に就任以降6か月となります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	かわかみ けいいち 川 上 啓 一 (1972年7月28日生) 社 外	1996年4月 三菱電機株式会社 入社 2019年4月 同社 鎌倉製作所 経理部 調査課長 2021年4月 同社 電子システム業務部 経理課長 2023年4月 同社 インフラBA戦略室 経理ユニット管理グループマネージャー 2025年4月 同社 関係会社部 経営企画担当部長（現任） （重要な兼職の状況） 三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長	一 株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 三菱電機株式会社関係会社部の経営企画担当部長であり、同社の経理部門において長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。これらの知識・経験により、社外監査役に就任した場合は、取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稗田勝及び川上啓一の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稗田勝氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 川上啓一氏は1996年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。稗田勝氏もしくは川上啓一氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、27頁に記載のとおりです。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各補欠監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、26頁に記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

【経営理念】

西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

- 1) 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- 2) 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
- 3) 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- 4) 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- 5) 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- 6) 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組めます。
- 7) 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- 8) 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年度）における国内経済は、雇用や所得環境の改善、訪日観光客の増加などを背景に回復基調にある一方で、米国の関税政策の動向や、原材料・エネルギー価格の高騰、各国の金融施策の影響などにより、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの関連する業界におきましては、情報通信端末事業では、販売インセンティブ（販売手数料収入）方針の変更により、未だ厳しい事業環境が続いてはいるものの、徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。情報通信システム事業では、依然として頻繁に発生する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が継続しております。加えて、地政学的リスクを背景に、有事対応の必要性も高まっております。また、各業界において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の動きが更に加速しているほか、各自治体においてもスマートシティに関する取組が進められるなど、IoT・AI、大容量通信などの新技術を活用した製品・サービスがさまざまな分野で導入され、活用が進んでおります。

このような状況のもと、当社グループは、2023年度から続く業績の回復基調を維持するべく、売上高・利益の規模拡大に努める一方で、グループの持続的な成長と企業価値向上に資する人的資本投資を、着実に実行してまいりました。

当社グループの売上高は、IP無線（携帯電話網を活用した無線）機器の販売は減少しましたが、防災行政無線システムを中心に、官公庁向けシステムの受注増加、携帯端末販売においては販売台数の増加に加え、端末価格が高騰し、販売単価が上昇したことなどにより増収となりました。経常損益は、官公庁向けシステムの収益率悪化に加え、人件費を中心に固定費の増加はありましたが、情報通信端末事業の増収などにより増益となりました。なお、防災行政無線システムをはじめとする新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制の強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高192億96百万円（前年度比4.4%増）、営業利益2億79百万円（前年度は1億95百万円）、経常利益2億76百万円（同2億3百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別退職金や固定資産の減損損失など特別損失の計上などにより81百万円（同2億84百万円）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

連結業績は、前年度に比べ増収・増益となりました。

売上高は、携帯端末販売において、スマートフォンの高機能化等に伴う端末価格高騰や、物価による買い控えが和らいだこと、イベント開催をはじめとする販売施策の実行などにより販売台数が増加したほか、端末価格の高騰が販売単価を押し上げたことなどにより増収となりました。利益面では、人件費を中心に固定費は増加しましたが、売上規模の増加でそれをカバーしたことで増益となりました。

これらの結果、売上高は82億9百万円（前年度比10.9%増）、営業利益は8億38百万円（前年度は6億36百万円）となりました。

情報通信システム事業

連結業績は、売上高は前年度並み、利益は前年度に比べ減益となりました。

売上高は、IP無線機器の販売は減少しましたが、本格化する緊急防災・減災事業債の予算執行を背景に、防災行政無線システムなど官公庁向けシステムの受注が増加したほか、三菱電機エンジニアリングの受注が増加したことなどにより前年度並みとなりました。利益面では、売上高は前年度並みとなりましたが、官公庁向けシステムの収益率が悪化したことや、人件費を中心に固定費が増加したことから減益となりました。

これらの結果、売上高は110億90百万円（前年度並み）、営業利益は10億85百万円（前年度は11億41百万円）となりました。

事業別の概況

区 分	売上高(百万円)	前連結会計年度比 増減率(%)	構成比(%)
情 報 通 信 端 末 事 業	8,209	10.9	42.5
情 報 通 信 シ ス テ ム 事 業	11,090	△0.0	57.5
合 計	19,300	4.3	100.0

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

2. 各事業間の内部売上高または振替高3百万円を含めて表示しております。

② 設備投資の状況

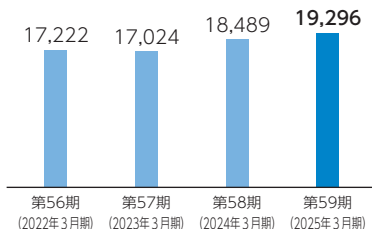
当連結会計年度の設備投資の総額は135百万円であります。その主なものは、情報通信端末事業では携帯販売店舗に係る設備更新等、情報通信システム事業では市町村防災行政無線システム開発に係る資産等、管理部門では本店等に係る設備更新等であります。

③ 資金調達の状況

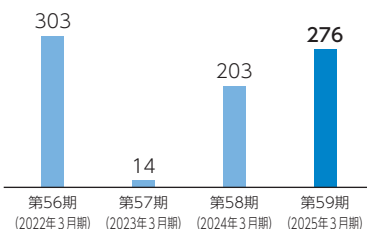
特定当座借越枠（コミットメントライン）を2行にて合計25億円設定しております。

(3) 財産及び損益の状況

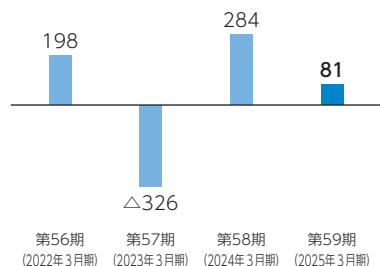
売上高 (単位：百万円)



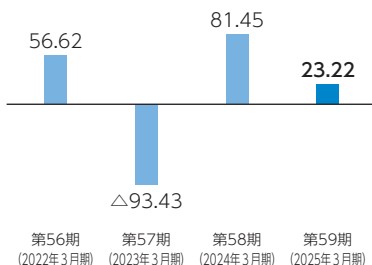
経常利益 (単位：百万円)



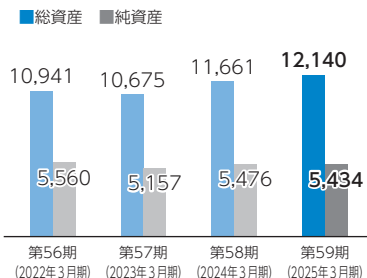
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



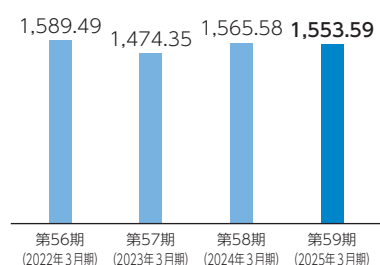
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期)	第58期 (2024年3月期)	第59期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	17,222	17,024	18,489	19,296
経常利益 (百万円)	303	14	203	276
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	198	△326	284	81
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	56.62	△93.43	81.45	23.22
総資産 (百万円)	10,941	10,675	11,661	12,140
純資産 (百万円)	5,560	5,157	5,476	5,434
1株当たり純資産額 (円)	1,589.49	1,474.35	1,565.58	1,553.59

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画（2024年度～2026年度）

当社グループを取り巻く市場環境は、「社会課題」や「社会情勢・ビジネス環境」、「ICTトレンド」が、目まぐるしく進化し、変動し続けております。このような環境のもと、当社グループは2024年度を初年度とする3か年の「中期経営計画」を策定いたしました。当社及びグループ各社は全社一丸となり、これら市場環境をビジネスチャンスへとつなげていくとともに、その先の拡大をも見据え、企業価値を最大化するべく取り組んでまいります。

【グループスローガン】 One Seiryō

【経営方針】

「徹底ソリューション」の追及で社会/顧客課題を解決する
～顧客課題から市場提供価値を創出～

【事業方針】

- 1) 課題の発見・解決・アフターフォローで「顧客満足を超える感動（CX）」を提供
- 2) 三菱電機の価値をより多くの人に届ける「徹底ソリューション」を
- 3) 同じ想いの人・企業と連携し、「サステナブルな社会」を実現

【戦略の柱】

- 1) 事業規模拡大
 - ・顧客ソリューションから市場ソリューションへ
 - ・社会ニーズ/新技術を活用した事業領域拡大
- 2) 事業基盤確立
 - ・選択と集中によるリソースの最適配分と事業の筋肉質化
 - ・利益率向上を実現する事業運営
 - ・お客様に満足いただける安定した品質の提供
- 3) 人財育成
 - ・次世代を担うリーダー層の戦略的育成
 - ・自律したプロフェッショナルへの成長を支える教育体制の整備
- 4) 企業体質強化
 - ・社員一人ひとりが強みを活かし活躍できる働き方、職場環境の整備
 - ・ガバナンス強化とコンプライアンス意識の向上
 - ・全社のコスト構造改革、業務最適化推進

【経営目標（連結）】

- 1) 売上高 200億円
- 2) 経常利益 4億円（経常利益率2.0%）
※事業環境等に左右されることなく、目標数値をベースとする
常に安定的な収益が確保できる企業を目指す。

② 対処すべき課題（2025年度）

当社グループを取り巻く環境は、携帯端末販売における収益悪化懸念はやや遠のいたものの、変化の激しい市場であることに変わりはなく、まだまだ予断を許さない状況にあります。また、資源・エネルギーや原材料価格の高騰など、業績への影響を懸念しております。このような状況のもと、当社グループは、売上高の規模維持と利益率の改善に努めてまいります。

官公庁向けの防災案件は、頻繁に発生する豪雨災害や地震被害、今後30年以内の発生確率が80%程度とされる南海トラフ巨大地震など、政府・自治体を挙げた防災・減災、国土強靱化への取組を背景に、その需要が継続しております。これらの需要獲得に加え、当社開発システム、商材展開などによる規模確保、当社製品の付加価値向上による利益率の改善などに取り組みます。また、各種システム開発、販売促進、新規市場・事業開拓など、未来をも見据えた投資も継続してまいります。

一方で、当社グループの次なる成長に向け、中期経営計画にも掲げる「事業基盤確立」・「企業体質強化」施策として、基幹システムの刷新と、ビジネスプロセス・リエンジニアリング（BPR）への投資を予定しております。基幹システムをはじめとする当社グループのIT環境は成熟し、安定的に運用できてはいるものの、近年その老朽化が進んでおります。また、「事業環境に左右されず、常に安定的な収益が確保できる企業」となるためには、事業活動・社内業務の徹底した効率化・最適化が不可欠です。

そこで当社グループは、既存の業務フロー（プロセス）を根本的に見直し、再構築（リエンジニアリング）すること、すなわちBPRと、業務と密接に関わる基幹システムの刷新を、社内DXとして一体的に推し進めることで、社内業務の全体最適化、業務の構造改革に繋がります。基幹システムの刷新・BPRで、業務フローをシンプルに、いわば『筋肉質』な会社にすることで利益を生み出す体質にするとともに、それを次なる成長に振り向けていくことで、経営の好循環を目指してまいります。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、一時の非常に厳しい状況は脱したものの、今しばらくは厳しい事業環境が続くものとみております。このような状況のもと、これまでと同様にお客様にご満足いただき、将来にわたりお選びいただける店舗創りに引き続き取り組むとともに、収益性確保のため、市場環境に適応した効率的なオペレーションで事業運営の最適化を進めてまいります。また、多様化するお客様のニーズをお客様の立場で考え、お客様に満足を超える感動を提供することで、地域のICTを支え地域に必要とされる店舗を目指します。

携帯通信端末アフターサービスでは、引き続き生産性向上による収益力の向上、保有技術を活かした新たな市場領域の開拓に取り組めます。

情報通信システム事業

防災・減災意識が一層高まる中、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進、緊急防災・減災事業債の予算執行本格化などにより、官公庁向けの需要は増加するものとみております。また、スマートシティ・DX社会に向けた取組が、各自治体・企業により進められつつあります。このような状況のもと、各種防災行政無線システムなどを中心に防災・減災需要の獲得、水管理システムの拡販、保守などストックビジネスの確保に取り組めます。

官公庁向けでは、防災行政無線システムをはじめ、スマートフォン活用防災アプリ「防災コンシェル」など、防災・減災に役立つ総合防災ソリューションを展開するほか、中・小規模の上下水道事業者向けに開発した監視制御ソリューションを中心に、お客様のニーズに合わせたソリューションを展開し、今後も、全国の市町村に向けて新たな市場の開拓を図ります。

また、民間向けでは、当社のIP無線製品、映像ソリューションを中心に、お客様のニーズにお応えするソリューションを提供し、更なる付加価値向上、拡販に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
西菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は2025年3月31日現在、当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度の取引は、仕入高全体の7.5%、売上高全体の18.2%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝のうえ決定しております。

(6) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事 業	主 要 業 務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(7) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本店	兵庫県伊丹市
本社事務所	大阪市北区
猪名寺事業所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
神奈川営業所	横浜市西区
東日本端末修理センター	東京都江東区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
コムテックサービス株式会社	兵庫県伊丹市
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(注) コムテックサービス株式会社は、2024年5月9日付で移転により本社所在地を兵庫県伊丹市に変更いたしました。

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
598 (246) 名	24名減 (17名増)

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
411 (154) 名	18名減 (8名増)	42.9歳	15.7年

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	450
株式会社三井住友銀行	450

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,058名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱電機株式会社	812,000	23.21
合同会社ニシオカ	800,000	22.87
西菱電機従業員持株会	193,000	5.52
株式会社コンセプト	180,000	5.15
西岡伸明	104,000	2.97
海山智	84,000	2.40
西井希伊	49,400	1.41
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
株式会社三菱UFJ銀行	48,000	1.37
アトム電子株式会社	43,900	1.25

（注）持株比率は、自己株式（1,832株）を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 岡 伸 明	
代表取締役社長	西 井 希 伊	
常 務 取 締 役	神 田 達 也	事業全般・子会社管掌
取 締 役	前 田 真 昭	人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当
取 締 役	平 塚 俊 光	経営企画・財務担当
取 締 役	小 西 新右衛門	小西酒造株式会社 代表取締役社長
取 締 役	田 内 芳 信	
常 勤 監 査 役	竹 内 徹	西菱電機フィールディング株式会社 監査役 西菱電機エンジニアリング株式会社 監査役 鳥取西菱電機株式会社 監査役
監 査 役	稗 田 勝	
監 査 役	山 路 健	三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稗田勝及び山路健の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小西新右衛門、田内芳信及び監査役稗田勝の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 監査役稗田勝及び山路健の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役稗田勝氏は、金融機関出身であり、支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務に携わっていたほか、事業会社の常務取締役及び監査役として経営に携わった経験があります。
 - ・監査役山路健氏は、事業会社の経理部門において責任者を務めるなど、長年にわたり経理業務の実務に携わった経験があります。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 就任
- ・2024年6月26日開催の第58回定時株主総会において、平塚俊光氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・2024年6月26日開催の第58回定時株主総会において、補欠監査役に選任された稗田勝氏が2025年1月1日をもって、新たに監査役に就任いたしました。

(2) 退任

- ・2024年6月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、金井隆氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- ・2024年12月31日をもって、菱田信之氏は辞任により監査役を退任いたしました。なお、同氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりました。また、同氏は、金融機関出身であり、支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務に携わっていたほか、事業会社の代表取締役として経営に携わるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

6. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

7. 株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、以下のとおりであります。

(1) 指名方針

・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。

・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。なお、2024年12月31日をもって辞任により監査役を退任いたしました菱田信之氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(3) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社における取締役、執行役員及び監査役並びにすべての子会社における取締役及び監査役としており、その保険料を全額各社が負担しております。

当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

(5) **取締役及び監査役の報酬等**

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。

なお、社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役の方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2024年7月19日及び2025年1月14日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	員数(名)
		固定報酬	
取 締 役	190	190	8
監 査 役	18	18	3
合 計 (うち社外役員)	209 (18)	209 (18)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、2024年6月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名の報酬が含まれております。
3. 監査役の報酬等の総額には、2024年12月31日をもって辞任により退任した社外監査役1名の報酬が含まれております。
4. 当事業年度中に在任していた社外役員の員数は5名ですが、無支給の社外監査役が1名いるため、支給員数は4名となります。
5. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- (1) 委任を受けた者の氏名、地位
代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊
- (2) 委任された権限の内容、理由等
取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役の方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。
6. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名（代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊）への具体的内容の決定についての委任が決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
取 締 役	小 西 新右衛門	小西酒造株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の関係はありません。
取 締 役	田 内 芳 信	—	—	—
監 査 役	稗 田 勝	—	—	—
監 査 役	山 路 健	三菱電機株式会社	関係会社部 経営企画担当部長	特定関係事業者の業務執行者であります。当社と同社との間には販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

(注) 菱田信之氏は、2024年12月31日をもって辞任により監査役を退任いたしました。なお、同氏は在任中において重要な兼職はございませんでした。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
小 西 新右衛門	[取締役会] 14／14回 (100%)	2015年6月に当社社外取締役に就任以降、長年にわたる企業経営の経験等により培われた事業運営に関する見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
田 内 芳 信	[取締役会] 14／14回 (100%)	2018年6月に当社社外取締役に就任以降、電気通信事業の営業から技術に至る要職を歴任して培われた幅広い経験・知見から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
菱 田 信 之	[取締役会] 8／11回 (73%) [監査役会] 7／10回 (70%)	2021年6月に当社社外監査役に就任以降、金融機関において培われた財務及び会計に関する知見と、事業会社の役員として携わった幅広い経営経験に基づく識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行いました。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
稗 田 勝	[取締役会] 3／3回 (100%) [監査役会] 4／4回 (100%)	2025年1月に当社社外監査役に就任以降、金融機関において培われた財務及び会計に関する知見と、事業会社の役員として携わった幅広い経営経験に基づく識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
山 路 健	[取締役会] 14／14回（100%） [監査役会] 14／14回（100%）	2023年6月に当社社外監査役に就任以降、事業会社の経理部門での勤務経験で培われた財務及び会計に関する知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
2. 菱田信之氏は、2024年12月31日をもって辞任により監査役を退任したため、退任までの出席回数を記載しております。
3. 稗田勝氏は、2025年1月1日をもって監査役に新たに就任したため、就任後の出席回数を記載しております。

<ご参考> 取締役の専門性と経験

各取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏 名 (地位)	企業経営 経営戦略	内部統制 ガバナンス	財務・会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	営業・ マーケティング	研究開発・ 生産・品質
にしおか のぶあき 西岡 伸明 (代表取締役会長)	●	●		●	●	●	
にしい きよし 西井 希伊 (代表取締役社長)	●	●			●	●	●
かんだ たつや 神田 達也 (常務取締役)	●	●				●	●
まえだ なおあき 前田 真昭 (取締役)	●	●		●	●		
ひらつか としみつ 平塚 俊光 (取締役)	●	●	●				
こにし しんうえもん 小西 新右衛門 (社外取締役)	●	●			●	●	●
たうち よしのぶ 田内 芳信 (社外取締役)	●	●			●	●	●

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の額(百万円)
当社が支払うべき報酬等の額	30
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |               | <b>(負 債 の 部)</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>10,513</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>6,455</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 905           | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金      | 4,035         |
| 受 取 手 形            | 266           | 契 約 負 債                | 125           |
| 売 掛 金              | 7,205         | 短 期 借 入 金              | 900           |
| 契 約 資 産            | 520           | 未 払 法 人 税 等            | 108           |
| 商 品 及 び 製 品        | 653           | 賞 与 引 当 金              | 524           |
| 仕 掛 品              | 181           | 短 期 解 約 損 失 引 当 金      | 1             |
| 原 材 料              | 528           | 製 品 保 証 引 当 金          | 12            |
| そ の 他              | 252           | 受 注 損 失 引 当 金          | 12            |
| 貸 倒 引 当 金          | △0            | 工 事 補 償 引 当 金          | 24            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,627</b>  | そ の 他                  | 709           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>765</b>    | <b>固 定 負 債</b>         | <b>250</b>    |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 370           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債      | 19            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 5             | 資 産 除 去 債 務            | 173           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品  | 109           | そ の 他                  | 57            |
| 土 地                | 278           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,706</b>  |
| 建 設 仮 勘 定          | 0             | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>151</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>5,373</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 140           | 資 本 金                  | 523           |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定  | 9             | 資 本 剰 余 金              | 498           |
| そ の 他              | 0             | 利 益 剰 余 金              | 4,352         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>711</b>    | 自 己 株 式                | △1            |
| 投 資 有 価 証 券        | 118           | その他の包括利益累計額            | 61            |
| 繰 延 税 金 資 産        | 133           | その他有価証券評価差額金           | 61            |
| そ の 他              | 478           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>5,434</b>  |
| 貸 倒 引 当 金          | △18           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>12,140</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>12,140</b> |                        |               |

連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 19,296 |
| 売上原価            | 14,118 |
| 売上総利益           | 5,178  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,898  |
| 営業利益            | 279    |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息及び配当金       | 3      |
| 保険事務手数料         | 1      |
| 助成金収入           | 0      |
| 開発支援助金          | 1      |
| スクラップ売却益        | 1      |
| その他             | 5      |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 6      |
| 支払手数料           | 3      |
| 固定資産除却損         | 5      |
| その他             | 0      |
| 経常利益            | 16     |
| 特別損失            | 276    |
| 減損損失            | 43     |
| 特別退職金           | 55     |
| 税金等調整前当期純利益     | 99     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 120    |
| 法人税等調整額         | △23    |
| 当期純利益           | 81     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 81     |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,592</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,949</b>  |
| 現金及び預金          | 559           | 買掛金             | 3,882         |
| 受取手形            | 219           | 契約負債            | 125           |
| 売掛金             | 6,584         | 短期借入金           | 900           |
| 約束手形            | 400           | リース負債           | 0             |
| 商品及び製品          | 276           | 未払金             | 200           |
| 仕掛品             | 70            | 未払費用            | 171           |
| 原材料             | 264           | 未払法人税等          | 52            |
| 前払費用            | 67            | 未払消費税等          | 120           |
| 未収入金            | 61            | 前払受取金           | 6             |
| 関係会社短期貸付金       | 960           | 賞与引当金           | 40            |
| その他の貸倒引当金       | 128           | 短期解約損失引当金       | 409           |
|                 | △0            | 製品保証引当金         | 1             |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,320</b>  | 製品損失引当金         | 1             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>399</b>    | 受注損失引当金         | 12            |
| 建物              | 285           | 工事補償引当金         | 24            |
| 構築物             | 0             | <b>固定負債</b>     | <b>207</b>    |
| 機械及び装置          | 0             | リース負債           | 2             |
| 車両運搬具           | 2             | 長期未払金           | 53            |
| 工具、器具及び備品       | 44            | 資産除去負債          | 151           |
| 土地              | 64            | <b>負債合計</b>     | <b>6,156</b>  |
| 建設仮勘定           | 0             | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>154</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>4,695</b>  |
| ソフトウェア          | 144           | 資本金             | 523           |
| ソフトウェア仮勘定       | 9             | 資本剰余金           | 498           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>766</b>    | 資本準備金           | 498           |
| 投資有価証券          | 118           | <b>利益剰余金</b>    | <b>3,674</b>  |
| 関係会社株           | 195           | 利益準備金           | 106           |
| 出資金             | 1             | その他利益剰余金        | 3,568         |
| 差入保証金           | 381           | 別途積立金           | 3,450         |
| 繰延税金資産          | 58            | 繰越利益剰余金         | 118           |
| その他の引当金         | 30            | <b>自己株式</b>     | <b>△1</b>     |
| 貸倒引当金           | △18           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>61</b>     |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 61            |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,913</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>4,756</b>  |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>10,913</b> |

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 14,523 |
| 売上原価         |     | 10,603 |
| 売上総利益        |     | 3,920  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 3,852  |
| 営業利益         |     | 67     |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 53  |        |
| 保険事務手数料      | 1   |        |
| 開発支援金        | 1   |        |
| その他の         | 4   | 61     |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 6   |        |
| 支払手数料        | 3   |        |
| その他の         | 5   | 15     |
| 経常利益         |     | 113    |
| 特別損失         |     |        |
| 減損損失         | 43  |        |
| 特別退職金        | 55  | 99     |
| 税引前当期純利益     |     | 14     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 47  |        |
| 法人税等調整額      | △20 | 27     |
| 当期純損失(△)     |     | △12    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 濱 中 愛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 濱 中 愛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査部及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

西菱電機株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 内 徹 ㊞

監査役（社外監査役） 稗 田 勝 ㊞

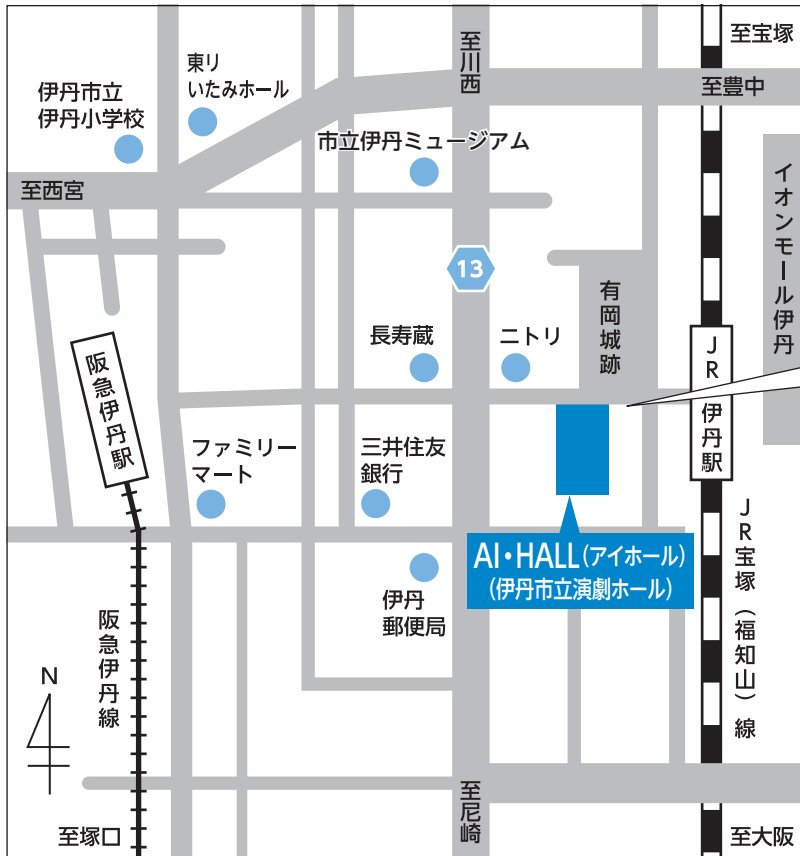
監査役（社外監査役） 山 路 健 ㊞

# 株主総会会場 ご案内図

## AI・HALL (アイホール) (伊丹市立演劇ホール)

兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号 電話：072-782-2000

●ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



### 交通機関

阪急伊丹線 (神戸本線塚口駅経由)

「伊丹駅」より

東へ徒歩 約10分

JR宝塚 (福知山) 線

「伊丹駅」(改札口)より

西へ徒歩 約2分

ご照会先／西菱電機株式会社 総務部

〒530-0003 大阪市北区堂島二丁目4番27号 JRWD堂島タワー

電話：06-6345-4160



地球にやさしい  
ベジタブルインキを  
使用しています。